

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No. 1

法令名	食品衛生法
根拠条項	第25条第1項
許認可等の種類	食品・添加物の検査
法令の定め	<p>第十一条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。</p> <p>第二十五条 第十一条第一項の規定により規格が定められた食品若しくは添加物又は第十八条第一項の規定により規格が定められた器具若しくは容器包装であつて政令で定めるものは、政令で定める区分に従い厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は登録検査機関の行う検査を受け、これに合格したのものとして厚生労働省令で定める表示が付されたものでなければ、販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。</p> <p>食品衛生法施行令</p> <p>第四条 法第二十五条第一項の政令で定める添加物はタール色素とし、その検査を行う者は登録検査機関とする。</p> <p>2 法第二十五条第一項の規定により検査を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は登録検査機関に申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は登録検査機関は、前項の申請書を受理したときは、厚生労働省令で定めるところにより、試験品を採取するものとする。</p> <p>4 厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は登録検査機関は、前項の規定により採取した試験品について厚生労働大臣の定めるところにより検査を行い、これが厚生労働大臣の定める基準に適合しているときは検査に合格したものとし、法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める表示を付するものとする。</p> <p>食品衛生法施行規則</p> <p>第二十四条 法第二十五条第一項の検査の申請は、ロットを形成する製品ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出することによつて行うものとする。</p> <p>一 申請者の氏名及び住所（法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名）</p> <p>二 製品の名称</p> <p>三 製造所の名称及び所在地</p>

	<p>四 食品衛生管理者の氏名</p> <p>五 製造年月日</p> <p>六 申請数量</p> <p>七 小分け容器の容量別個数</p> <p>八 製造者において検査を行った場合は、その成績</p> <p>第二十五条 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第四条第三項の規定による試験品の採取は、ロットを形成する製品ごとに行うものとし、その採取量は、検査に必要な最小限度の分量とする。</p> <p>第二十六条 法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める表示は、様式第一号による合格証をもつて製品の容器包装に封を施したものとする。</p>
審査基準	法令の定めによる
標準処理期間	<p>総期間 日・月（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 日・月（ ）</p> <p>処分機関 日・月（ ）</p>
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5261）
申請先等	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ（電話番号：011-204-5261）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28 年 10 月 1 日作成)

No. 2

法令名	食品衛生法
根拠条項	第 26 条第 1 項
許認可等の種類	検査命令に係る製品検査
法令の定め	<p>第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合において、この限りでない。</p> <p>三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。</p> <p>四 略</p> <p>第十一条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。</p> <p>第二十六条 都道府県知事は、次の各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装を発見した場合において、これらを製造し、又は加工した者の検査の能力等からみて、その者が製造し、又は加工する食品、添加物、器具又は容器包装がその後引き続き当該各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するおそれがあり、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める要件及び手続に従い、その者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、当該都道府県知事又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。</p> <p>一 第六条第二号又は第三号に掲げる食品又は添加物</p> <p>二 第十一条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物</p> <p>三 第十一条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品</p> <p>四 第十一条第三項に規定する食品</p> <p>五 第十六条に規定する器具又は容器包装</p> <p>六 第十八条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装</p> <p>② 略</p>

③ 略

④ 前三項の命令を受けた者は、当該検査を受け、その結果についての通知を受けた後でなければ、当該食品、添加物、器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

食品衛生法施行令第五条 法第二十六条第一項の規定による命令は、都道府県知事が同項に規定する者に食品衛生上の危害の発生を防止するため必要な措置を講ずべき旨の通知をした後において、二月を超えない範囲内で都道府県知事が定める期間内にその者が製造し、又は加工する食品、添加物又は器具について、検査の項目、試験品の採取方法、検査の方法その他厚生労働省令で定める事項を記載した検査命令書により行うものとする。

2 法第二十六条第一項の規定により検査を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事又は登録検査機関に申請書を提出しなければならない。

3 都道府県知事又は登録検査機関は、前項の申請書を受理したときは、検査命令書に記載されたところに従い、試験品を採取し、検査を行うものとする。

第六条 法第二十六条第二項の規定により検査を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は登録検査機関に申請書を提出しなければならない。

2 厚生労働大臣又は登録検査機関は、前項の申請書を受理したときは、検査命令書に記載されたところに従い、試験品を採取し、検査を行うものとする。

第七条 前条の規定は、法第二十六条第三項の検査について準用する。

食品衛生法施行規則第二十七条 令第五条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 検査を受けるべき者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 検査を受けるべき製品の名称

三 製造所又は加工所の名称及び所在地

四 検査を受けるべき製品の製造又は加工の期間

五 検査を受けるべきことを命ずる具体的理由

第二十八条 法第二十六条第一項の検査の申請は、ロットを形成する製品ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出することによつて行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 製品の名称

三 製造所又は加工所の名称及び所在地

四 製造又は加工の年月日

五 申請数量

② 前項の申請書には、令第五条第一項の検査命令書の写しを添えなければならない。

ただし、同一の命令につきすでに検査の申請を行い、検査命令書の写しが提出されている場合は、この限りでない。

審査基準

法令の定めによる

標準処理期間	総 期 間 日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ）
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課（電話番号：011-204-5261）
申請先等	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ（電話番号：011-204-5261）
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No. 3

法令名	食品衛生法
根拠条項	第52条第1項
許認可等の種類	営業の許可
法令の定め	<p>[営業施設の基準]</p> <p>第51条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。</p> <p>施行令</p> <p>第35条 法第51条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 飲食店営業(一般食堂、料理店、すし屋、そば屋、旅館、仕出し屋、弁当屋、レストラン、カフェー、バー、キャバレーその他食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業をいい、次号に該当する営業を除く。)二 喫茶店営業(喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。)三 菓子製造業(パン製造業を含む。)四 あん類製造業五 アイスクリーム類製造業(アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業をいう。)六 乳処理業(牛乳(脱脂乳その他牛乳に類似する外観を有する乳飲料を含む。))又は山羊乳を処理し、又は製造する営業をいう。)七 特別牛乳搾取処理業(牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によつて、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業をいう。)八 乳製品製造業(粉乳、練乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズその他乳を主要原料とする食品(牛乳に類似する外観を有する乳飲料を除く。))を製造する営業をいう。)九 集乳業(生牛乳又は生山羊乳を集荷し、これを保存する営業をいう。)十 乳類販売業(直接飲用に供される牛乳、山羊乳若しくは乳飲料(保存性のある容器に入れ、摂氏百十五度以上で十五分間以上加熱殺菌したものを除く。))又は乳を主要原料とするクリームを販売する営業をいう。)

- 十一 食肉処理業(食用に供する目的で食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第二条第一号に規定する食鳥以外の鳥若しくはと畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第三条第一項に規定する獣畜以外の獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業をいう。)
- 十二 食肉販売業
- 十三 食肉製品製造業(ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するものを製造する営業をいう。)
- 十四 魚介類販売業(店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する営業及び次号に該当する営業を除く。)
- 十五 魚介類せり売営業(鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業をいう。)
- 十六 魚肉ねり製品製造業(魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを製造する営業を含む。)
- 十七 食品の冷凍又は冷蔵業
- 十八 食品の放射線照射業
- 十九 清涼飲料水製造業
- 二十 乳酸菌飲料製造業
- 二十一 冰雪製造業
- 二十二 冰雪販売業
- 二十三 食用油脂製造業
- 二十四 マーガリン又はショートニング製造業
- 二十五 みそ製造業
- 二十六 醬しよう油製造業
- 二十七 ソース類製造業(ウスターソース、果実ソース、果実ピューレー、ケチャップ又はマヨネーズを製造する営業をいう。)
- 二十八 酒類製造業
- 二十九 豆腐製造業
- 三十 納なつ豆製造業
- 三十一 めん類製造業
- 三十二 そうざい製造業(通常副食物として供される煮物(つくだ煮を含む。)、焼物(いため物を含む。)、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物を製造する営業をいい、第十三号、第十六号又は第二十九号に該当する営業を除く。)
- 三十三 缶詰又は瓶詰食品製造業(前各号に該当する営業を除く。)
- 三十四 添加物製造業(法第十一条第一項の規定により規格が定められた添加物を製造する営業をいう。)

施行条例

第3条 法第51条に規定する条例で定める基準は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令第35条に掲げる営業(食品の自動販売機を設置して行う営業及び第3号に掲げる営業を除く。)別表第4に掲げる基準
- (2) 食品の自動販売機を設置して行う営業(政令第5条に掲げる飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業及び冰雪製造業に限る。)別表第5に掲げる基準

- (3) 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）を使用して行う営業 別表第6に掲げる基準

施行条例別表第4（第3条関係）

政令5条に掲げる営業（食品の自動販売機を設置して行う営業及び第3号に掲げる営業を除く。）施設の基準

施行条例別表第5（第3条関係）食品の自動販売機を設置して行う営業施設の基準

施行条例別表第6（第3条関係） 自動車を使用して行う営業施設の基準

第52条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- ② 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

- ③ 都道府県知事は、第1項の許可に5年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

施行規則

第67条 法第52条第1項の規定による営業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、営業設備の構造を記載した図面を添えて、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市にあつては、当該指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）の許可を要するものについてはその営業所所在地を管轄する都道府県知事に、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可を要するものについてはその営業所所在地を管轄する市長又は区長に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 営業所所在地
- 三 営業所の名称、屋号又は商号
- 四 営業の書類
- 五 営業設備の大要
- 六 法第52条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

- ② 法第52条第1項の規定による営業の許可を受けた者（次条から第71条までにおいて「許可営業」という。）が、許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあつては、前項各号にかかわらず、申請書に左に掲げる

	<p>事項を記載するものとする。</p> <p>一 前項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる事項</p> <p>二 現に受けている営業許可の番号及びその年月日</p> <p>施行細則</p> <p>第19条 法第52条第1項の規定による営業の許可の申請は、令第35条各号の区分ごとによるものとする。</p> <p>2 規則第67条第1項の規定による申請書は、別記様式第10号の食品衛生法による営業許可申請書によるものとし、その提出部数は一通とする。</p> <p>3 規則第20条第2項の規定による申請書は、別記様式第10号の食品衛生法による。</p>												
審査基準	<p>法令に定める他、次の通知等による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法施行細則取扱手続 昭和52年6月16日訓令第5号 ・食品衛生法施行細則取扱手続の一部を改正する訓令 平成12年3月29日訓令第6号 ・包装食肉販売に対する許可の取扱いについて 昭和41年11月10日 環境第6061号 衛生部長通知 ・包装食肉販売に対する許可の取扱いについて 昭和48年2月23日 食品第244号 衛生部食品衛生課長通知 ・包装鮮魚貝類の取扱いについて 平成7年11月24日 食品第537号 保健環境部長通知 ・「臨時営業等の取扱要綱」の一部改正について 平成12年3月27日 食品第2599号 保健福祉部長通知 ・自動車営業の取扱いについて 平成12年3月27日 食品第2598号 保健福祉部長通知 												
標準処理期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">総期間</td> <td style="width: 40%;">15日</td> <td style="width: 30%;">(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>15日</td> <td>()</td> </tr> </table>	総期間	15日	(注：休日は含まない。)	経由機関	日	()	協議機関	日	()	処分機関	15日	()
総期間	15日	(注：休日は含まない。)											
経由機関	日	()											
協議機関	日	()											
処分機関	15日	()											
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課												
申請先等	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課												
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ（電話番号：011-204-5261）												
備考	<p>許可の更新の申請にあつては、許可の有効期間が満了する15日前までに申請してください。15日前までに申請されない場合には、許可の有効期間までに許可できないことがあります。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm</p>												

No.90

法令名	食品衛生法施行令												
根拠条項	第14条												
許認可等の種類	食品衛生管理者等養成施設の登録												
法令の定め	<p>食品衛生法施行令 (養成施設の登録) 第十四条 都道府県知事は、法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録を行う場合には、入所の資格、修業年限、受講科目その他の事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、行うものとする。 (登録の申請) 第十五条 法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録を受けようとするときは、その設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書その施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>食品衛生法施行規則 〔養成施設の登録の基準〕 第五十条 令第十四条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 学校教育法に基づく大学又は同法第百四条第四項第二号の規定により大学若しくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。 二 別表第十四の上欄の学科ごとに同表の下欄に掲げる科目を一科目以上履修させ、その単位数の合計が二十二単位以上であること。 三 前号に掲げる科目及び別表第十五に掲げる科目を履修させ、その単位数の合計が四十単位以上であること。 四 原則として法別表の第二欄に掲げる機械器具を用いて授業を行うものであること。 〔登録の申請〕 第五十一条 令第十五条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。 一 養成施設の名称及び所在地 二 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日 三 養成施設の長の氏名及び住所 四 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別 五 各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別 六 入学定員 七 入学資格及び時期 八 修業年限 九 教授用及び実習用の機械器具及び図書目録 十 校地及び校舎の図面及び配置図 十一 学則 十二 その他参考となるべき事項</p>												
審査基準	法令の定めによる												
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>日・月</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> </table>	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)	経由機関	日・月	()	協議機関	日・月	()	処分機関	日・月	()
総期間	日・月	(注：休日は含まない。)											
経由機関	日・月	()											
協議機関	日・月	()											
処分機関	日・月	()											
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)												
申請先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)												
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)												
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm												

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No.91

法令名	食品衛生法施行令		
根拠条項	第18条		
許認可等の種類	食品衛生管理者等養成施設の登録の取消し		
法令の定め	<p>食品衛生法施行令 (登録の取消し)</p> <p>第十八条 都道府県知事は、登録養成施設が第十四条に規定する厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>(登録取消しの申請)</p> <p>第十九条 登録養成施設について、都道府県知事の登録の取消しを受けようとするときは、その設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書をその施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>食品衛生法施行規則 〔登録の取消しの申請〕</p> <p>第五十四条 令第十九条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。</p> <p>一 登録の取消しを受けようとする理由</p> <p>二 登録の取消しを受けようとする予定期日</p> <p>三 在学中の生徒があるときは、その措置</p>		
審査基準	法令の定めによる		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	日・月	()
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)		
申請先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)		
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)		
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm		

No.92

法令名	食品衛生法施行令
根拠条項	第21条
許認可等の種類	食品衛生管理者等講習会の登録
法令の定め	<p>食品衛生法施行令 (講習会の登録) 第二十一条 法第四十八条第六項第四号の講習会の登録を受けようとするときは、その実施者は、厚生労働省令で定めるところにより、その講習会の実施地の都道府県知事に登録の申請をしなければならない。</p> <p>食品衛生法施行規則 〔講習会の課程の要件〕 第五十六条 法第四十八条第六項第四号の講習会の課程は、次に掲げる要件のすべてに適合するものでなければならない。 一 掲げる第十六の一の項に掲げる科目及び同表の二の項から七の項までのいずれかに掲げる科目を教授し、その時間数が同表に掲げる時間数以上であること。 二 講師は、学校教育法に基づく大学において前号の科目に相当する学科を担当している者、国若しくは都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区において食品衛生行政若しくは食品衛生に関する試験業務に従事している者又はこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認められる者であること。 三 学校法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者又は第四十八条各号に掲げる者で、法第四十八条第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に二年以上従事した者であること。 四 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験を行うものであること。 ② 前項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める科目の受講を免除することができる。 一 学校教育法に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、別表第十六の一の項に掲げる科目と同等以上の科目を履修した者 当該科目 二 登録講習会の修了者 別表第十六の一の項に掲げる科目及び同表の二の項又は三の項に掲げる科目の修了者にあつては、それぞれ同表の三の項に掲げる細菌学実習又は同表の二の項に掲げる細菌学実習 〔講習会の登録の申請〕 第五十七条 令第二十一条の規定により登録の申請をしようとする者は、申請書に、住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書）及び次の事項を記載した書面を添えて、当該登録に係る講習会の実施地の都道府県知事に提出しなければならない。 一 講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名） 二 令第十二条各号のいずれかに該当する事実の有無 三 法人にあつては、役員の氏名、住所及び略歴 四 講習会場名称及び所在地 五 実習を行う場所名称及び所在地 六 講習会の実施期間及び日程 七 講習会予定人員 八 講習科目及び時間数 九 講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時間数</p>
審査基準	法令の定めによる
標準処理期間	<p>総 期 間 日・月 (注：休日は含まない。)</p> <p>経 由 機 関 日・月 { }</p> <p>協 議 機 関 日・月 { }</p> <p>処 分 機 関 日・月 { }</p>
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)
申請先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

(別表1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	食品衛生法
根拠条項	食品衛生法第25条第1項
許認可等の概要	食品・添加物の検査
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	<p>現時点では、都道府県知事が検査を行う見込みはないため、標準処理期間を設定しない。</p> <p>【食品衛生法】 第二十五条 第十一条第一項の規定により規格が定められた食品若しくは添加物又は第十八条第一項の規定により規格が定められた器具若しくは容器包装であつて政令で定めるものは、政令で定める区分に従い厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は登録検査機関の行う検査を受け、これに合格したものとして厚生労働省令で定める表示が付されたものでなければ、販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。</p> <p>【食品衛生法施行令】 第四条 法第二十五条第一項の政令で定める添加物はタール色素とし、その検査を行う者は登録検査機関とする。</p>
担当部課	保健福祉部健康安全局食品衛生課

法令名	食品衛生法
根拠条項	食品衛生法第26条第1項
許認可等の概要	検査命令に係る製品検査
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	<p>検査に要する期間は、対象食品、検査項目等により変動するため、一定の標準処理期間を設定することが困難である。</p> <p>【食品衛生法】</p> <p>第二十六条 都道府県知事は、次の各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装を発見した場合において、これらを製造し、又は加工した者の検査の能力等からみて、その者が製造し、又は加工する食品、添加物、器具又は容器包装がその後引き続き当該各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するおそれがあり、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、政令で定める要件及び手続に従い、その者に対し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、当該都道府県知事又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。</p> <p>一 第六条第二号又は第三号に掲げる食品又は添加物</p> <p>二 第十一条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物</p> <p>三 第十一条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品</p> <p>四 第十一条第三項に規定する食品</p> <p>五 第十六条に規定する器具又は容器包装</p> <p>六 第十八条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装</p>
担当部課	保健福祉部健康安全局食品衛生課